

# 島根県 いいなんちょう 飯南町

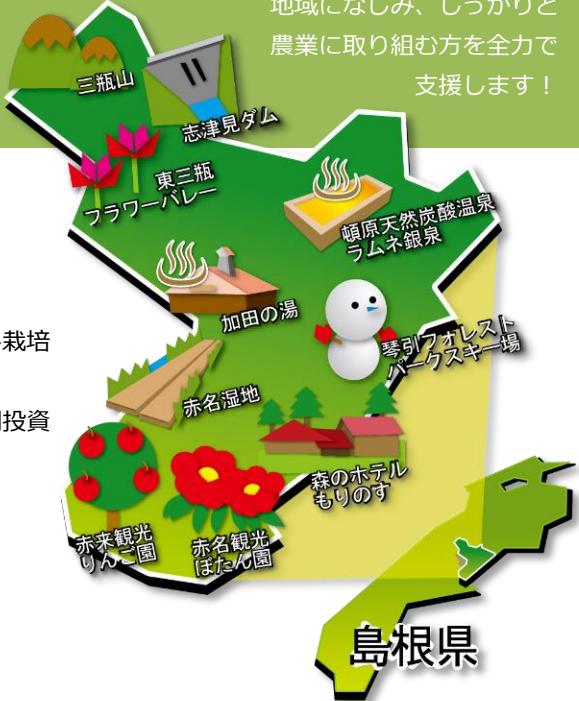
# 新規就農者 募集！

飯南町はやる気と元気がある  
新規就農者を応援します！  
地域にぬじみ、しっかりと  
農業に取り組む方を全力で  
支援します！



## 飯南町の農業

島根県の高原地帯である飯南町。  
夏も涼しい飯南町では、夏秋のミニトマト栽培  
を推進しています。  
町が建設するリースハウスを活用して初期投資  
を軽減することも可能。  
研修制度で農業の知識と経験を  
しっかりと積むことができます。  
若い新規就農者を全力で応援します！



## 就農までの流れ

■しまね定住財団の産業体験事業（3か月～1年）を活用し、飯南町の農家のもとで農業体験を行った後、農林大学校で専門的な研修を受けることができます。

### 就農相談

### 短期体験

### 産業体験

### 島根県立農林 大学校 (研修科1年or 養成課程2年)

### 自営 就農

まずはしっかりと相談。やってみたい農業や田舎暮らしをお話しください。

半日から1か月程度まで、希望に応じて体験可能。宿泊費や体験料を减免。

1年間の研修を通じて、じっくりと自分に合う農業を探しましょう。

受入農家での現地研修と、農林大学校での講義や実習による専門知識・栽培技術等を学ぶ研修との組合せで、農業経営者として必要な事項を学びます。

研修中に決めた農地で就農計画に沿って、いよいよ自営就農開始です。

## 求める人材像

- ・飯南町に移住し、自営就農を目指す方
- ・18歳～49歳までの方
- ・本気で就農を目指し、家族などの周りの方の理解・協力を得られる方
- ・地域活動に積極的に参加できる方



飯南町役場  
まちづくり推進課

〒690-3513 島根県飯石郡飯南町下赤名880  
TEL：0854-76-2864  
mail:teiju-center@iinan.jp

# 就農支援

## 研修期間

飯南町農林業定住研修生として、農林大学校での研修期間中の最大2年間、研修活動に対する支援を行います。

【飯南町農林業定住研修制度】  
15万円/月 最大2年間

## 就農後

就農後に必要な経費を助成する制度があります。

【経営開始資金】  
150万円/年(最大3年間)  
【経営発展支援事業】  
施設整備棟費用の3/4以内を助成  
(事業費上限1,000万円(経営開始  
資金交付対象者は500万円))

## 農地情報

農地の情報は大変流動的です。  
飯南町では、認定新規就農者に対し、よりよい農地を提供するため、サポートチームがマンツーマンで対応し、希望の農地を決定していくようにしています。所有者との交渉や利用料金などのデリケートな問題も、関係者が間に入りサポートしていきます。



## リースハウス

ハウスの整備は、多額の費用がかかります。  
飯南町では、まちが建てたハウスを比較的安価にリースする制度を設けており、初期投資を大幅に軽減することができます。



## 住居情報

飯南町 空き家バンク

← 最新の空き家バンクの登録  
物件はコチラでクリック

飯南町が運営する空き家バンクには130件を超える物件が登録されています。また、研修期間中は、町営住宅を利用でき、住居の不安がなく研修が可能です。

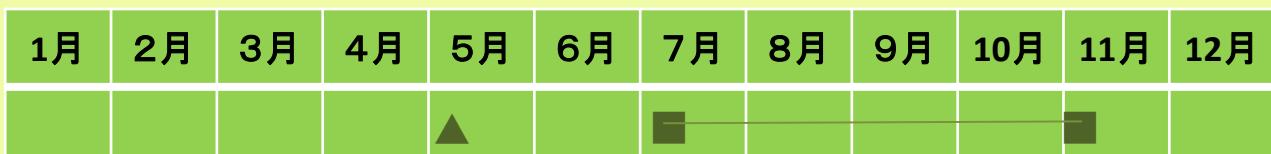
住居の状況は流動的そのため、現状はお問合せください。



## ミニトマトでの就農モデル

項目	ミニトマト
栽培面積	25.6a
収量	6,000kg/10a
単価	689円/kg
粗収益	10,577,152円
経営費	7,258,707円
所得	3,318,445円
所得率	31%
総労働時間	1,151時間/10a

施設・機械装置	数量
パイプハウス	8棟
トラクター(21ps)	1台
管理機	1台
運搬車	1台
動力噴霧器	1台
軽トラック	1台
農機具倉庫	1棟
選果機	1台



▲定植

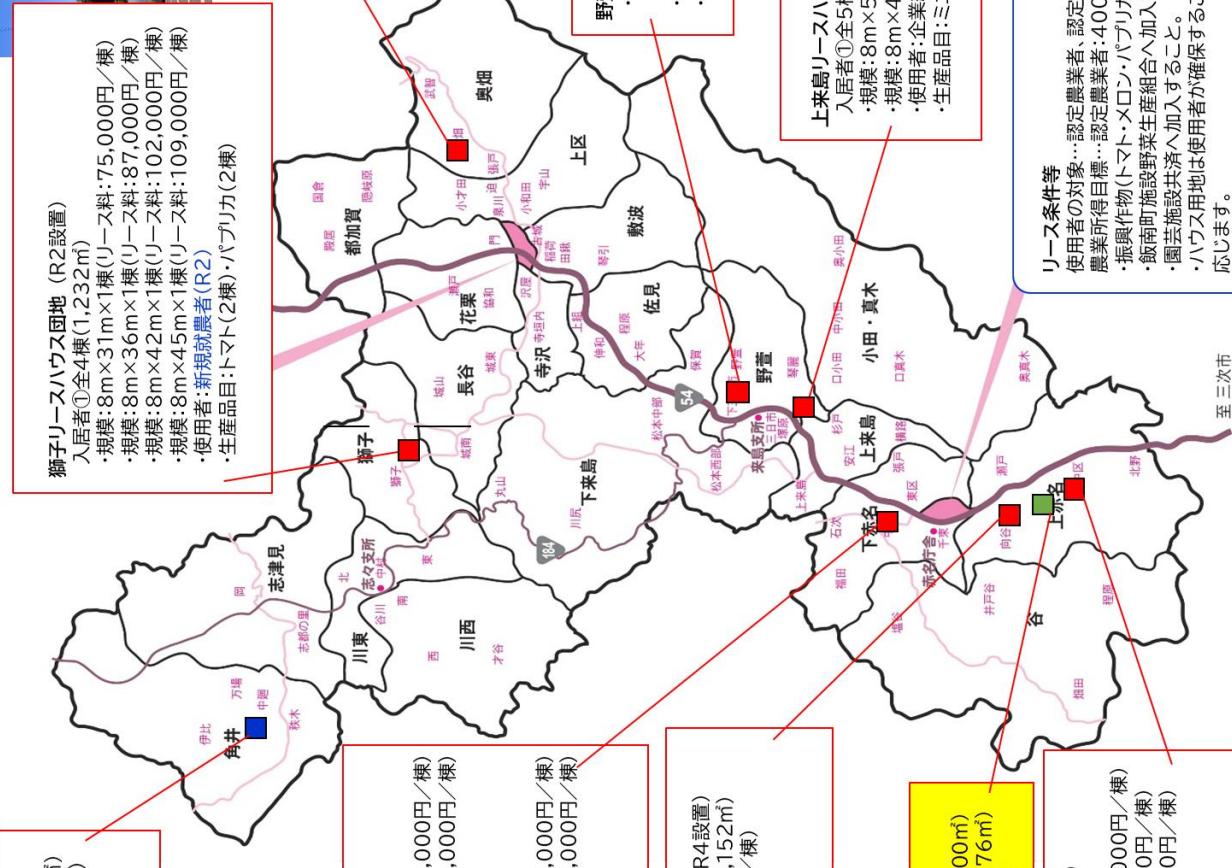
■収穫

※就農5年後のモデルであり、所得を保障するものではありません。

※農業経営においては、天候等の気象条件や経営者の技術レベル、資材価格の変動等によりこれらの値は変わります。

## 就農時リースハウス(住居)マップ

- 企業体で既に経営開始したハウス
- 新規就農者で経営開始したハウス
- 研修終了後リース予定のハウス



**リース条件等**  
使用者の対象…認定農業者、認定就農者、農業生産法人等  
農業所得の目標…認定農業者:400万円、認定就農者:280万円  
・振興作物(トマト・メロン・パプリカ)を作付すること。  
・飯南町施設農業生産組合へ加入すること。  
・園芸施設共済へ加入すること。  
・ハウス用地は使用者が確保することになりますが、ご相談に応じます。

至三次市